

免許等（資格を与えるもの）一覧

根拠となる法律	資格の種類	免許等権者	分類	期限	
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬輸入業者	厚生労働大臣	免許	免許の日の翌年の12月31日まで	
	麻薬輸出業者				
	麻薬製造業者				
	麻薬製剤業者				
	家庭麻薬製造業者	地方厚生(支)局長			
	麻薬元卸売業者				
	麻薬卸売業者	都道府県知事			
	麻薬小売業者				
	麻薬施用者				
	麻薬管理者				
	麻薬研究者				
	向精神薬輸入業者	地方厚生(支)局長			5年
	向精神薬輸出業者				
	向精神薬製造製剤業者				
	向精神薬使用業者	都道府県知事	6年		
	向精神薬卸売業者				
	向精神薬小売業者				
	向精神薬試験研究施設設置者(国の開設する施設)	地方厚生(支)局長	登録	期限なし	
	向精神薬試験研究施設設置者	都道府県知事			
	麻薬等原料輸入業者※	地方厚生(支)局長	届出		
麻薬等原料輸出業者※					
特定麻薬等原料製造業者					
特定麻薬等原料卸小売業者	都道府県知事				
大麻取締法	大麻栽培者	都道府県知事	免許	免許の年の12月31日まで	
	大麻研究者				
覚せい剤取締法	覚せい剤製造業者	厚生労働大臣	指定	指定の日の翌年の12月31日まで	
	覚せい剤施用機関(国の開設するもの)				
	覚せい剤施用機関	都道府県知事			
	覚せい剤研究者				
	覚せい剤原料輸入業者				地方厚生(支)局長
	覚せい剤原料輸出業者				
	覚せい剤原料製造業者	都道府県知事			指定の日の4年後の12月31日まで
	覚せい剤原料取扱者				
	覚せい剤原料研究者				
あへん法	けし耕作者	地方厚生(支)局長	許可	許可の日から1年以内の9月30日まで	
	甲種研究栽培者				
	乙種研究栽培者				

※ 麻薬等原料輸入（輸出）業者業務届出受理証明書の有効期限は届出の日から5年を経過した日の属する年の6月30日まで（H12. 12. 14 医薬発第1239号）